

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2020年(令和2年)10月26日(月)午前10時から正午まで

2 場所 審査会場：愛知県本庁舎 地下1階 第一会議室
傍聴会場：愛知県本庁舎3階 第四会議室

3 議事

- (1) 環境影響評価指針の一部改正について
- (2) (仮称)あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書について
- (3) 知多火力発電所7, 8号機建設計画 計画段階環境配慮書について
- (4) その他

4 出席者

(1) 委員

松尾会長

【オンライン出席】

生田委員、伊藤委員、井上委員、佐野委員、田代委員、塚田委員、東海林委員、
中川委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、檀田委員、
増田委員、宮崎委員、義家委員、吉永委員

(以上19名)

(2) 事務局

環境局：

岡田環境局長、小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、永井担当課長、戸田課長補佐、国立主査、岩川主査

(以上8名)

(3) 事業者等

7名

【オンライン出席】6名

(以上13名)

5 傍聴人

2名

6 会議内容

(1) 開会

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が東海林委員と宮崎委員を指名した。

(2) 議事

- ・ 環境影響評価指針の一部改正について別紙1のとおり、知多火力発電所7, 8号機建設計画 計画段階環境配慮書について別紙2のとおり、諮問を受けた。

ア 環境影響評価指針の一部改正について

- ・ 資料1、資料2-1、資料2-2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【二宮委員】騒音及び低周波音は、風力発電所などの設備と住宅・病院などとの距離から騒音レベルを算出できる。田原市のガイドラインにおいては住宅等から600m以上離すという基準が定められているが、県として環境影響の有無の判断となる基準を定めるのか。それとも、これまでどおり、アセスの中で最終的に予測した結果により環境影響の有無を判断するのか。

【事務局】国において、風力発電施設からの騒音を調査した結果、20Hz以下の超低周波音については、人間の感覚閾値を下回っており、100Hz以下の低周波数成分については、他の環境騒音と比較して卓越していないことなどから、通常の騒音として扱えば良いとされた。今後は通常の騒音の中で予測を行い、国の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」などと比較して評価していくこととなる。田原市内に設置する場合、田原市のガイドラインの基準に従い立地場所が検討され、その後、環境影響評価において、原則として騒音を項目として選定し、調査・予測・評価をしていくこととなる。

【松尾会長】諮問の環境影響評価指針の一部改正について、特段修正を要する意見はないと考えられるため、一部改正案のまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたため、原案のとおりとすることが適当であるとして審査会の答申とする。

- ・ 環境影響評価指針の一部改正について、原案のとおり了承され、別紙3のとおり答申した。

イ (仮称) あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書について

- ・ 資料5について、夏原部会長から説明があった。

<質疑応答>

【松尾会長】資料5の部会報告について、特段、修正を要する意見はないと考えられるため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたため、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料5の「(仮称) あつみ第二風力発電事業 計画段階環境配慮書について」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙4のとおり答申した。

- ウ 知多火力発電所7, 8号機建設計画 計画段階環境配慮書について
- ・ 資料6及び資料7について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【西田委員】動植物の予測・評価において、人為的に改変され管理された土地のため、重要な種への重大な影響はないとの評価であるが、人為的な埋立地であっても、重要な種が活用することがあり、今回、ハヤブサも観察されている。あくまで改変がどのような影響をもたらすかが大事であり、その場所が埋立地だから問題ないなどといった書きぶりは良くない。今後の他の案件においても、事務局として指導していただきたい。

【事務局】今後、指摘内容に留意して事業者を指導していく。

【橋本委員】事業実施区域の緑地は、知多半島の生態系ネットワークの一部であるため、その位置付けを記載していただきたい。

カワラヒワについて、草地環境で古巣が確認されたとあるが、カワラヒワは本来、樹木で営巣するため、草地で確認されたのは誤りかと思われる。

海域に生息する動物を計画段階環境配慮事項として選定していないが、船舶が工事中や供用時にどれだけ頻繁に往来するののかによっては、項目として選定の上、予測・評価すべきと考える。

【事務局】生態系ネットワークの位置付けについては、県の所管部署と相談し、今後の図書に反映するよう事業者を指導していく。

カワラヒワについては、次回、報告する。

海域に生息する動物への影響については、大まかな事業計画をもとに、重大な影響の有無という観点で作成されており、項目として選定されていない。今後、方法書や準備書の段階において、事業計画や工事計画の熟度が高まり、船舶数や荷揚棧橋の改変度合いなどを踏まえ、検討することとなる。指摘を踏まえ、事業者を指導していく。

【東海林委員】煙突高さが低くなることによって、ダウンウォッシュなどによる影響が大きくなるか。

【事務局】配慮書の段階においては、簡易な予測・評価を行っている。方法書や準備書の段階において、大気質が環境影響評価項目として選定された場合には、事業計画を踏まえ、ダウンウォッシュやダウンドラフト時の影響を予測・評価することとなる。

【塚田委員】前倒し調査を大規模に行っているが、本来、調査は方法書の審査を経て決まるものである。今後の方法書の審査において、前倒し調査以外の調査について指摘した場合、その調査も追加で実施しなければいけないということを確認したい。また、事務局としても念押ししていただきたい。

【事務局】塚田委員指摘のとおり、本来、方法書の審査を経て調査は実施されるものである。前倒し調査は、事業者の責任で手続の迅速化の観点から認められている。したがって、必要な追加調査の実施については、事業者を指導

していく。

【葉山委員】煙突の高さがかなり低くなる計画となっている。周辺住民としては、これだけ低くても大丈夫かといった心配の声が出る可能性がある。何故、これだけ低くできるのか、十分な説明をいただきたい。

【事務局】次回、報告する。

【吉永委員】煙突高さは低くなるものの、高効率な施設となるため、排ガスの質はぜひぶん良くなると思う。大気拡散後ではなく、排出ガスそのものの質がどのようにになるか教えていただきたい。

【事業者】ばいじんは発生しない。時間当たりの窒素酸化物の排出量は、現状の1～6号機は合計 298 $\text{m}^3\text{N/h}$ であるのに対して、将来の6～8号機は合計約 85 $\text{m}^3\text{N/h}$ と大きく低減する。その主な要因は、窒素酸化物の排出濃度が1～6号機では18～59ppm であるのに対して、新設する7、8号機では5 ppm となるためである。

【葉山委員】ハヤブサは人工構造物に営巣する特性があるため、どこに営巣地があるかによって、対象事業実施区域の利用の重みが変わる。隣接して営巣地があるのかないのかについても確認した上で、評価していただきたい。

【事務局】指摘の点を踏まえ、事業者を指導していく。また、前倒し調査は対象事業想定区域を中心に2 km 圏内の調査が行われている。飛翔図、飛翔軌跡などの調査結果について、次回、報告する。

- ・ 知多火力発電所7、8号機建設計画 計画段階環境配慮書の審査について、知多火力発電所部会（別紙5）を設置し、その審議が付託された。

エ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会